

西東京市入札等監視委員会審議報告書

令和 7 年 10 月

西東京市入札等監視委員会

目 次

1 はじめに	1
2 委員会委員	1
3 契約・入札参加資格者の状況	1
(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額	1
(2) 入札参加資格者数（工事）	2
4 審議経過	2
(1) 委員会の開催状況	2
(2) 審議内容・件数	2
① 入札及び契約手続の運用状況	2
② 落札率	3
5 委員会の主要な審議内容及び意見	3
① 競争性の確保について	3
② 最低制限価格について	4
③ 総合評価方式について	4
6 その他報告事項	5
① 指名停止について	5
7 終わりに	6

1 はじめに

西東京市入札等監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第18条に基づいて定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2第1項第2号（入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること）に基づき、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するため、平成15年度に設置されたものである。

西東京市が発注する工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、競争参加資格の設定、入札に係る指名の経緯及び入札経過等に関して審議を行っている。

今般、任期の満了を迎えるに当たり、令和5年度及び令和6年度の入札・契約等に関し意見を取りまとめて整理し、その結果を市長に報告するものである。

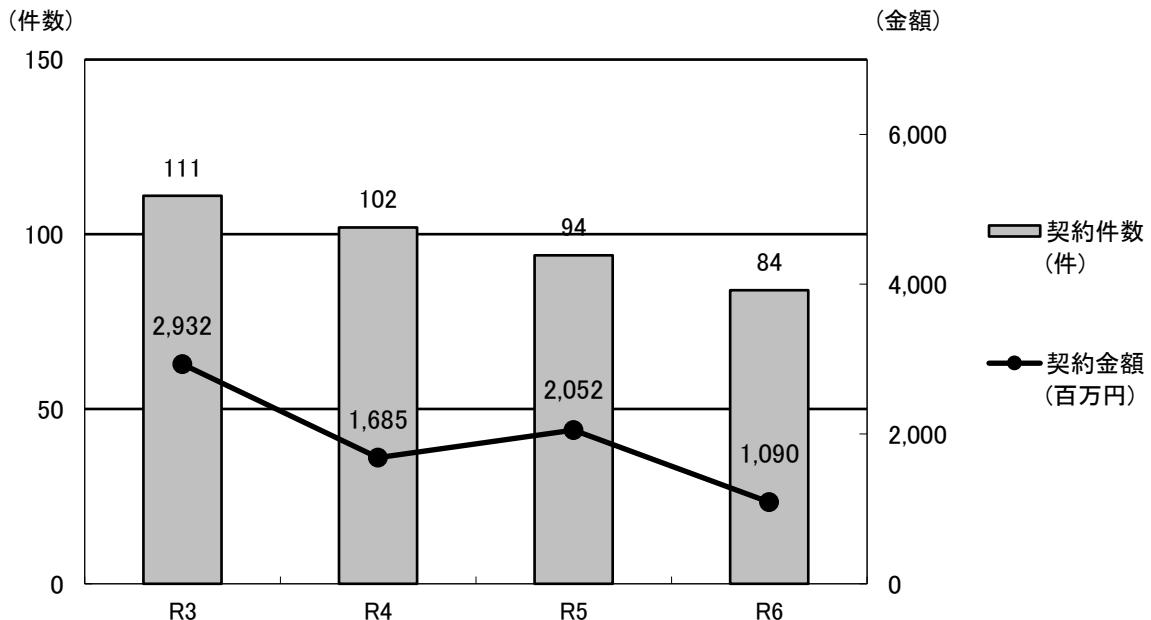
2 委員会委員

本委員会の委員は、任期が2年、大学教授、弁護士、公認会計士の学識経験者で構成され、委員の互選により委員長を選任した。各委員は、次のとおりである。

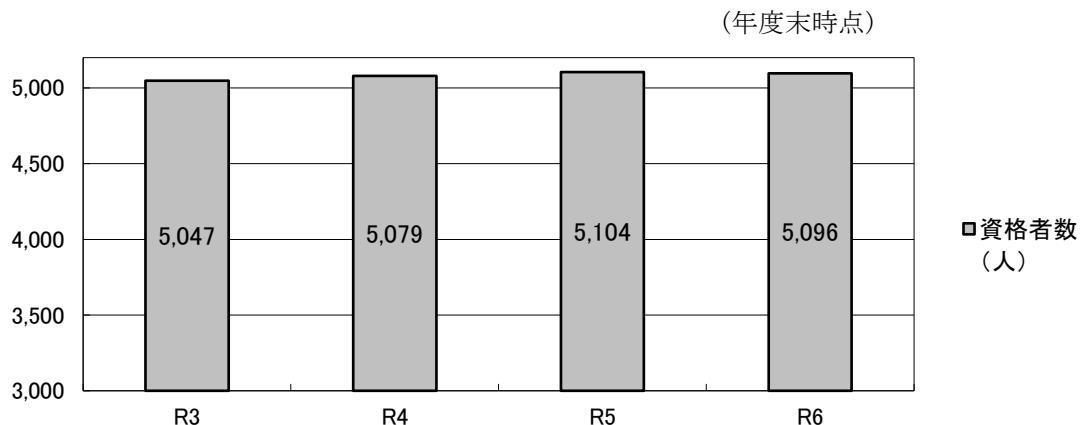
委員長 川上俊宏（弁護士）
委員長代理 岡本三彦（大学教授）
委員 中村元彦（公認会計士）

3 契約・入札参加資格者の状況

(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額 ※事業担当課契約を除く



(2) 入札参加資格者数（工事）※設計・測量を含む



4 審議経過

(1) 委員会の開催状況

年 度	開 催 日	審 議 対 象 期 間
令和5年度	令和5年8月8日	令和5年4月1日～6月30日
	令和5年11月7日	〃 7月1日～9月30日
	令和6年2月9日	〃 10月1日～12月31日
令和6年度	令和6年5月17日	令和6年1月1日～3月31日
	令和6年8月2日	〃 4月1日～6月30日
	令和6年11月19日	〃 7月1日～9月30日
	令和7年2月10日	〃 10月1日～12月31日
令和7年度	令和7年5月9日	令和7年1月1日～3月31日

※ 本委員会については非公開とし、各会について議事概要を公開している。

(2) 審議内容・件数

① 入札及び契約手続の運用状況

入 札 方 法	審議件数	建築工事	土木工事	設備工事
制限付一般競争入札	2(2)	2(2)	0(0)	0(0)
工事希望制指名競争入札 [うち総合評価方式試行]	11(38) [1(1)]	7(18) [1(1)]	2(6) [0(0)]	2(14) [0(0)]
指 名 競 争 入 札	15(74)	3(16)	5(20)	7(38)
隨 意 契 約 [うち総合評価方式試行]	14(25) [2(2)]	2(4) [1(1)]	6(7) [1(1)]	6(14) [0(0)]
合 計	42(139)	14(40)	13(33)	15(66)

()内は審査抽出対象数

※ 審議案件の抽出は、四半期ごとの入札方式別に原則として契約金額の高額な案件から2件とし、総合評価方式についても対象とした。

※ 審議抽出対象は、単価契約を除く予定価格が130万円を超える工事案件とした。

② 落札率

年 度	工 事 種 别		
	土 木	建 築	設 備
令和 5 年度	94.9%	94.3%	88.0%
令和 6 年度	95.5%	93.0%	85.8%

案件ごとの合計値を契約件数で除した平均値

※ 審議抽出対象全件及び年度推移について報告を受け審議した。

5 委員会の主要な審議内容及び意見

委員会の入札契約制度に関する主要な内容について、次のとおり主な意見を抽出し、今後の課題等として報告をまとめる。

① 競争性の確保について

一般競争入札は、一定の資格要件を設定して公告し、多数の者を誘引して入札による申込みをさせる方法により競争を行うもので、入札については、西東京市制限付一般競争入札実施要綱で定められている。

指名競争入札は、資力、信用等について適當と認める業者について、案件の規模に応じた業者数を選定、指名し競争を行うもので、入札等については、西東京市工事希望制指名競争入札実施要綱や西東京市指名競争入札指名基準に定められている。

いずれも競争性の確保が不可欠となるが、各規定に従い適正な入札が行われている。

また、随意契約については、競争を原則とする例外であることを認識したうえで、法の規定等に基づき適正に契約手続がなされている。

[主な意見]

- ・ 技術者が配置できないとする理由により辞退されるケースが多くみられる。工夫が必要ではないか。
- ・ 現在の市内業者に対する優遇措置は、地元建設業者の育成の観点から理解する。

【市への要望事項等】

制限付一般競争入札や工事希望制指名競争入札における参加要件や、指名基準に基づく地元建設業者の優先、優遇措置は、社会資本の整備や災害時の対応に関する社会的要請の高まりにより、入札の参加や受注を促す方策が採られていることは理解する。ただし、入札方法の選択、参加要件や優先指名に関し、これまで以上に優遇することは、公平性、競争性を低下させ、また、手持ち工事が増え、技術者と下請業者の不足も重なり、不調の可能性が高まることも見込まれるため回避すべきである。通年一律に優遇措置を適用するのではなく、入札結果の動向に注視し、時機や業種毎の特質などに応じ柔軟に対応することが必要である。

また、発注時期にあっては、計画的かつ早期に努めるなどにより、不調対策として一定の対策は講じられているが、事業者が受注しやすい体制の整備は今後も必要であり、

債務負担行為を活用するなど更なる平準化に取り組まれるよう望む。

なお、随意契約については、概ね適切な判断のもと運用されているとみるが、業者の選定や契約金額の妥当性について説明責任が果たせるよう内容を精査し引き続き適正に執行されるよう望む。

② 最低制限価格について

最低制限価格制度は、公共工事の品質確保、ダンピング対策を目的とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する制度である。西東京市においては、中央公共工事契約制度運営連絡協議会による算式を参考に、現在では次のとおり算定している。

$$\left. \begin{aligned} \text{最低制限価格} = & (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ & + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 110/100 \\ & (\text{ただし、予定価格の } 9/10 \text{ から } 7/10 \text{ の範囲内}) \end{aligned} \right)$$

※特別なものについては、9/10から7/10の範囲内で別に定めることができる。

[主な意見]

- 最低制限価格を下回り入札無効となった者がいる案件があるが、資材等を安価で調達することが見込まれる工事は、最低制限価格を設定しなくても良かったのではないか。
- 参加者が市内業者のみとなる入札においては、不良業者の受注やダンピングは考えにくく、最低制限価格の設定は必要ないのではないか。

【市への要望事項等】

本制度については、原則として制限付一般競争入札と工事希望制指名競争入札を対象とし、最低制限価格が設定されている。

前回の報告により、対象案件の全てに設定するのではなく、品質の確保やダンピングに影響がないと考えられる案件にあっては、最低制限価格を設定しないとする方法の必要性について意見した。本市ではこれを反映し、案件の工事内容によっては、入札無効がなく優位な契約の締結につながることが見込まれるよう最低制限価格を設定しない方策を講じるようになった。

対象範囲や算定にあっては、現状の制度設計で機能しているといえ、変更する必要はないとみられるが、資材等を安価で調達できる案件であるかどうかなど入札結果や業種の特性などを分析し、設計担当課と連携のうえ案件毎に引き続き本方策を講じられるよう望む。

③ 総合評価方式について

総合評価方式は、優良な社会資本の整備、ダンピング防止・安定的な品質確保・不良不適格業者の排除、建設業者の育成等の多様なメリットがあるとされている。

西東京市においては、「施工能力審査型（特別簡易型）」にて平成23年度より試行実

施しており、以後、数度見直しと実施を重ね、令和6年4月に対象範囲や評価点等が見直しされ令和6年度に3件が実施されている。

[主な意見]

- ・ 入札結果だけをみれば価格のみで落札者が決定しており、本方式のメリットが活かされておらず機能が発揮できていない。
- ・ 技術者の確保が困難な状況下で、配置する技術者の確実な事前確保が必要な本方式は、地元建設業者にとって好ましい制度にならないのではないか。

【市への要望事項等】

本方式は令和6年4月に見直しされ、対象工事を原則として4,000万円以上とし、企業の施工能力よりも配置予定技術者の能力を評価し、技術者の優良工事実績と施工実績の加点を高く設定し、そのインセンティブをも期待するものとした。

見直し後に3件実施されたが、予定価格を超過した応札により、入札結果だけをみればいずれも有意な結果は得られていない。しかしながら、地元建設業者へのインセンティブは期待できるものと考えられるため、制度として確立したうえで、優れた調達等のメリットを十分生かせる工事を発注する場合に限り、本方式を活用していく方針とすることが望ましい。

6 その他報告事項

① 指名停止について

指名停止は、当該業者の権利を制約する行政処分ではなく、一定期間において指名しないことを発注者が内部的に決定するもので、当該業者に反省を促し、不正又は不誠実な行為の再発防止につながることを期待する措置であり、指名の公正と契約の確実な履行を確保するため、西東京市指名停止基準に基づき措置を講じている。基準は令和5年度に改正が行われ、そのなかで停止期間等が見直しされている。

指名停止の運用状況

指 名 停 止 理 由	措置期間(件数)
工 事 事 故 等	3月(1件) 7月(1件)
贈 賄	4月(1件)
独 占 禁 止 法 違 反	1月(2件) 2月(1件) 3月(1件)
その他の不正行為等	3月(6件) 4月(2件)
合計	—(15件)

※ 指名停止の措置状況について、全件の報告を受けた。

【意見】

指名停止は、本市は独自の指名停止基準に従い適正に運用されている。

前回の報告により、重大性や悪質性等を考慮し適切な期間設定を行うよう意見し、本市はこれを反映し、令和5年11月に指名停止基準が見直され、主に指名停止期間の加算及び減算についての規定を追加し、客観的に運用できるよう整理がなされた。

指名停止の趣旨を理解し、これまでと同様に恣意的に運用することなく、適切な期間設定のうえ公平に措置を講じられるよう望む。

7 終わりに

以上のように本委員会では、令和5年度及び令和6年度の工事請負の入札、契約手続等について審議を行ってきた。更に総価の工事請負以外に単価契約、業務委託や賃貸借の案件についても報告を受け審議したが、全てについて不正や疑わしき案件は確認されず、適正に入札と契約手續がなされていることを確認した。

現在、公共工事の品質確保と建設業の担い手の中長期的な育成、確保を目指すため、国が主導して働き方改革が推進されており、その一環として週休2日工事の導入や債務負担行為を活用した発注の平準化の取り組みなども求められている。こうした建設業を下支えする制度の構築と運用についての責務が強まっており、更に物価、人件費高騰や社会情勢の変化も加わり、公共工事を取り巻く状況はたいへん厳しいものとなっている。こうした状況下で、公共工事の品質確保と建設業の担い手の育成、確保につながるより良い入札契約制度の実現に向けては、近隣自治体の動向を踏まえ、地元建設業者との情報交換などを行い地域建設業の実態把握に努め、市及び地域建設業の実情に適応した制度が構築できるよう創意工夫のうえ取り組んでいくよう望む。